

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

1. 改正の趣旨

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）の施行等に伴い、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の開始に向けて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

（1）介護予防支援に関する事項

- 改正法による改正後の介護保険法第115条の22第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができることとされたことに伴い、以下の改正を行う。
 - ア 指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者として介護予防支援を行う者は、介護支援専門員とする。
 - イ 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする際に、既に当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村に提出している事項に変更がない場合は、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができることとする。
 - ウ 市町村長が介護予防サービス計画の検証の実施に当たって指定介護予防支援事業者に対して情報の提供を求めることができる事項は、介護予防サービス計画の実施状況、第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の直近の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者の状況、介護予防支援の利用者に関する基本的な情報、介護予防支援の経過の記録、サービス担当者会議の開催等の状況、介護予防支援に係る評価その他市町村長が必要と認める事項とする。
 - エ 地域包括支援センターの設置者がその職員に対して、介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として受けさせる研修について、当該介護支援サービスの定義に「介護予防支援」を加える。

（2）地域包括支援センターの総合相談支援事業に関する事項

- 改正法による改正後の介護保険法第115条の47第4項の規定により、地域包括支援センターの設置者は、総合相談支援事業の一部を委託することができることとされたことに伴い、以下の改正を行う。
 - ア 総合相談支援事業の一部を委託することができる者は、指定居宅介護支援事業者のほか、総合相談支援事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者

であって、老人介護支援センターの設置者、一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く。）とする。

イ 地域包括支援センターの設置者が総合相談支援事業の一部を委託しようとするときは、あらかじめ、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、①委託しようとする事業所の名称及び所在地、②委託しようとする事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間、③委託しようとする事業を担当する職員の職種及び員数を届け出なければならないこと等とする。

ウ 地域包括支援センターの設置者が市町村である場合に、総合相談支援事業の委託を受けた者が従うべき当該市町村が示す方針は、①当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、②当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針、③介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針、④当該市町村との連携方針、⑤当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針、⑥その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針とする。

（３）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項

ア 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等の対象外とされる介護サービス事業者は、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当するものとする。

（ア）当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

（イ）災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

イ 都道府県知事が調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとされており、また介護サービス事業者から都道府県知事に対して報告が義務づけられている介護サービス事業者経営情報を以下の事項とする。ただし、介護サービス事業者の有する事業所又は施設の一部がアの（ア）・（イ）の基準に該当する場合には、当該事業所又は施設に係る事項は含まないものとする。

（ア）事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

（イ）事業所又は施設の収益及び費用の内容

（ウ）事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

（エ）その他必要な事項

ウ 介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により、毎会計年度終了後３月以内に行わなければならないものとする。

エ 厚生労働大臣が都道府県知事に対して情報の提供を求めることができる事項は、以下の事項とする。

(ア) 介護サービス事業者から都道府県知事に対して報告した介護サービス事業者経営情報の内容

(イ) その他必要な事項

オ 都道府県知事が厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する方法は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。

(4) 介護サービス情報公表制度に関する事項

○ 介護サービス事業者に対して都道府県知事への報告を求める事項について、以下の改正を行う。

ア 指定介護予防支援事業者としての指定を受けた指定居宅介護支援事業者に関する介護サービスの内容に関する事項について、介護予防支援の指定の有無を追加する。

イ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項について、事業所又は施設の財務状況を追加する。

(5) その他

ア 介護サービス事業者経営情報の報告について、改正法施行後の初年度（令和6年度）に限り、報告期限を令和6年度末までとする。

イ 都道府県知事が介護サービス事業者に関して公表を行うよう配慮する情報として、労働時間及び賃金が含まれていることを明確化する。

ウ その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

○ 介護保険法第115条の35第1項、第115条の44

○ 改正法による改正後の介護保険法第8条の2第16項、第115条の22第1項、第115条の30の2第1項、第115条の44の2第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第115条の47第4項

○ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第2項及び第37条の15第1項

4. 施行期日等

○ 公布日：令和6年1月下旬（予定）

○ 施行期日：令和6年4月1日